

【自立支援協議会】全圏域

れいわ ねんど よこすか みうら けんいきしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい かいさいじょうきょうおよ よてい
令和5年度【横須賀・三浦】圏域障害者自立支援協議会 開催状況及び予定

ざちょう きしかわ まなぶ しょぞく かながわけんりつほけんふくしだいがく
座長：岸川 学（所属：神奈川県立保健福祉大学）

1 自立支援協議会 当事者の参画状況について

(1) 当事者委員の参画 : あり (人数：4人)

(障害種別： 身体・知的・ろうあ・精神(ピアサポーター))

(2) 当事者家族の参画 : なし

2 自立支援協議会の開催予定及び開催状況（協議内容等）について

(1) 令和5年度第1回 開催日：令和5年7月4日 開催方法：対面開催

1. 令和4年度 相談支援ネットワーク形成等事業実績報告

2. 令和5年度 相談支援ネットワーク形成等事業について

3. かながわ医療的ケア児支援センター横須賀・三浦圏域ブランチの会議運営

4. 神奈川県新たな条例に基づく基本計画について

5. その他

・各市町基幹相談支援センター及び自立支援協議会の活動状況について

・当事者委員からの訴えとして

(1) 自立支援協議会等の動き等を、もっと当事者に分かる様に周知して欲しい

(2) ピアサポーターを支援にもっと活用して欲しい

(3) ろうあ者がいつ行っても手話で相談出来る様な場所は県内を見ても全く無い

手話を第一言語とする者が住みやすい地域作りをして欲しい

【自立支援協議会】全圏域

(2) 令和5年度第2回 開催日：令和6年2月頃 開催方法：対面開催

1. 令和5年度 相談支援ネットワーク形成等事業の実施概要報告

2. かながわ医療的ケア児支援センター横須賀・三浦圏域 brunch の会議について

3. 各市町基幹相談支援センター及び自立支援協議会の取組みについて

4. 次年度に向けて協議課題について

5. その他

・当事者委員からの訴えとして

(1) 市町の自立支援協議会に障害者団体は入っているのか⇒防災、高齢化、雇用が

仲間内の大きな課題なので聞いて欲しい

(2) 同じ神奈川県に住みながら、市町によって福祉に差が有るのはおかしい

(3) セルフプラン減少を目指しているが、本来のセルフプランの意味を大切にして

貰いたい

(4) ろうあ者は会議等に参加している時は手話通訳を用意していただくが、普段の

生活には無い

(5) 災害時に、ろうあ者には情報が入らない⇒いつ起きるか分からない災害だが、

準備だけは出来る事なので検討して欲しい

【横須賀・三浦】圏域の地域課題及び取組み状況について

1 地域課題について

【自立支援協議会】全圏域

- 地域生活支援拠点整備事業の進捗状況が圏域内市町により異なる、圏域内市町により社会資源や福祉施設等の内容や数量に大きな開きがあり、市町毎ではニーズへの対応が不十分の場合に、市町の垣根を超えた連携や対応が求められる
- グループホームは増えているが、重度障害者や医療的ケア障害者等が利用出来るグループホームは少なく、グループホームは空いているのに、希望者が入れないマッチングの問題⇒状況は全く改善されず、市外や県外で入居(所)されるケースも続出し、今後も継続課題とされる
- 計画相談支援や障害児相談支援に必要な相談支援事業と相談支援員が増え難い状況から、セルフプラン「ゼロ」を謳う市町に於いても、放課後等デイサービス等を利用する障害児の増加(激増)から、セルフプランゼロを維持するにはモニタリングを飛ばしてしまう実情があり、現在セルフプランが多く減少を目指す市と同様に、相談支援事業の根本の課題
- 福祉人材難で福祉施設職員求人への充足にも苦勞する
- 上記現況の中で、ある程度の福祉現場経験年数が必要とされ、福祉現場では中堅とされる層の人材を、相談支援員に異動出来るだけの人的及び財政的な余裕が無い⇒現任研修受講要件となる実務経験2年の縛りは現場としては厳しい
- 県立施設で強度行動障害児者の受入体制が無くなり、コンサルテーションも無くなり、地域で暮らす障害児者のアセスメントや支援方法を組み立てる機能が無くなってしまった⇒神奈川県は地域移行を謳いながら、短期入所等のセーフティーネットの

【自立支援協議会】全圏域

やくわり にな いけん で
役割を担うべきではとの意見が出た

2 課題解決に向けた取組みについて

- 相談支援ネットワーク会議に於いて、一昨年、昨年と開催した圏域版基幹相談支援セ

ンター連絡会を今年度も継続開催、各市町の障害福祉担当者にも同席していただき、

障害福祉に対する取組みや課題を整理し、市町毎にこだわらずに協働出来る事を

けんとう
検討した

- 圏域内複数の相談支援事業所や直接支援事業所から相談が寄せられ、福祉人材難は

もちろん、「支援の質」の問題に対し、市町を超えて、圏域で研修等の勉強会を開催

して欲しいとの訴えがあり、KCNの協力をいただき「圏域版サビ児管研修」を開催

し、個別支援計画の重要性を再確認する⇒次年度は個別支援計画とサービス等利用

けいかく れんけいなど かだい つぎ かんが
計画との連携等を課題とし、次のステップを考えたい

- 上記、地域課題に対し、各市町の自立支援協議会及び圏域自立支援協議会の役割とし

て、神奈川県に「声を上げる役割」があると委員より提起され、令和5年度第2回圏域

ぜんたいかい やくわ かくにん
全大会にて、役割りが確認された

かくしちょう きかんそうだんしえん およ じりつしえんきょうぎかいとりく
各市町の基幹相談支援センター及び自立支援協議会取組みについて

Q1.基幹相談支援センターとしての動きや現状について

- 基幹相談支援センター職員体制

(横須賀市基幹相談支援センター)

【自立支援協議会】全圏域

常勤専従 1名 常勤兼務 4名 非常勤専従 1名 非常勤兼務 1名 計 4名

(常勤換算 2.5名)

資格所持：社会福祉士 1名 精神保健福祉士 2名

相談支援従事者初任者研修 1名 現任研修 1名 主任研修 1名

他 1名 (資格名：保健師)

(鎌倉市基幹相談支援センター)

常勤専従 0名 常勤兼務 4名 非常勤専従 0名 非常勤兼務 1名 計 5

名 (常勤換算 3.3名)

資格所持：社会福祉士 3名 精神保健福祉士 2名

相談支援従事者初任者研修 1名 現任研修 1名 主任研修 2名

他 2名 (資格名：介護福祉士)

(逗子市基幹相談支援センター)

常勤専従 1名 常勤兼務 3名 非常勤専従 1名 非常勤兼務 1名 計 3

名 (常勤換算 1名)

資格所持：社会福祉士 1名 精神保健福祉士 1名

相談支援従事者初任者研修 1名 現任研修 1名 主任研修 1名

他 1名 (資格名：)

(三浦市基幹相談支援センター)

【自立支援協議会】全圏域

常勤専従 名 常勤兼務 1名 非常勤専従 1名 非常勤兼務 名 計

名 (常勤換算 名)

資格所持：社会福祉士 名 精神保健福祉士 2名

相談支援従事者初任者研修 名 現任研修 名 主任研修 2名

他 名 (資格名：)

(葉山町基幹相談支援センター) ※前年データ

常勤専従 名 常勤兼務 3名 非常勤専従 名 非常勤兼務 名 計 3

名 (常勤換算 1.25名)

資格所持：社会福祉士 3名 精神保健福祉士 名

相談支援従事者初任者研修 名 現任研修 2名 主任研修 1名

他 名 (資格名：)

・主任相談支援専門員の配置について

(横須賀市基幹相談支援センター)

主任相談支援専門員の配置について 有 ・ 無 ※前年から変化

(鎌倉市基幹相談支援センター)

主任相談支援専門員の配置について 有 ・ 無

(逗子市基幹相談支援センター)

主任相談支援専門員の配置について 有 ・ 無

(三浦市基幹相談支援センター)

【自立支援協議会】全圏域

主任相談支援専門員の配置について、有 無

(葉山町基幹相談支援センター) ※前年データ

主任相談支援専門員の配置について、有 無

・具体的な相談に係る業務内容について、以下に該当する

①委託相談支援事業所と同様に幅広く障害者相談を直接受けている。(横須賀市基幹)

②支援の難しい障害者相談に限って相談を直接受けている。(葉山町基幹)

③障害者相談は直接受けずに後方支援に徹している。(鎌倉市基幹)(逗子市基幹)

(三浦市基幹)

※上記業務を行う上での課題

(横須賀市基幹相談支援センター)

◎市が直営で基幹相談支援センター業務を行い、主に相談支援専門員へのOJT等の部分を主任相談支援専門員へ委託している。

◎原則として、利用者等への直接支援は行っていないため、利用者等からの相談を受けた場合、関係

機関の情報提供や関係機関との連絡調整が主な業務となっている。このため、委託相談支援事業所・

障害福祉課との役割が不明瞭となり、基幹相談支援センターとしての立ち位置に苦慮することが多い。

◎基幹相談支援センターは、相談支援専門員が支援に難しさを感じているケースに集中的に支援を

行っているが、行動に課題のある障害者については、課題解決ができず、基幹相談支援センターが関与

するケースとして累積されているという課題がある。

(鎌倉市基幹相談支援センター)

【自立支援協議会】全圏域

◎相談内容が複雑で多機関にまたがる、あるいは触法ケース等で高い専門性が求められる

る案件など、委託相談支援事業所に支援を委ねたいが、受け入れの余裕が以前よりもさ

らに無くなっており、直接支援の依頼先に苦慮している。

◎複雑化したケースや権利擁護に関わるケースなどは、インテークの段階で丁寧なアセ

メントが必要のため、直接支援は担わないが、直接支援につなげるため相談機関に依頼する前段階

で面談を重ねたり、行政を含めたケースカンファレンス開催の連絡調整などを何度も行ったりする

必要が生じており、業務量が増えている。

(逗子市基幹相談支援センター)

◎相談支援事業所からの相談については後方支援が成り立つが、地域包括支援センターなど他分野か

らの複合的な課題のあるケースの相談について、障害分野の担当者をつけたほうがいい場合に、同じ

事業所内の委託相談や計画相談としてケースを引き継ぐことになり、他の相談支援事業所へケースを

依頼できない状況になっている。

Q2.市町におけるセルフプランの現状について

(※市町(指定権者)のみ回答)

①利用者の希望に応じて可能としている。

②利用者の状況を判断して可能としている。(鎌倉市)(逗子市)※前年から変化

③利用するサービス種などによって可能としている。(逗子市)(葉山町)

④相談支援事業所の状況によりやむを得ず可能としている。(横須賀市)(三浦市)

【自立支援協議会】全圏域

(鎌倉市)

※直営の児童発達支援のみセルフプラン可(葉山町)

Q3.市町におけるセルフプランを減らすための取組みと課題について

(横須賀市基幹相談支援センター)

◎今年度から、主任相談支援専門員への委託を行い、OJTやヒアリングを通じて、一人職場、少人数職場の指定相談支援事業所の孤立化・疲弊化への支援を行っている。

◎また「相談支援事業の複数事業所による協働モデル」の推進により、指定相談支援事業所間の連携強化と報酬アップを図るため、運営法人への説明と協力依頼を行っている。運営法人の「採算の取れない事業形態である」という認識の変化によって、相談支援事業の拡大や計画相談件数の増加（セルフプラン減少）を目指したい。

(鎌倉市基幹相談支援センター)

◎セルフプランは場合によって認めるが、実態としては就労系事業所でセルフプランを行っていた。同様に就労系プラス生活介護利用の場合にセルフプランで対応するか課題。

(逗子市基幹相談支援センター)

◎逗子市では療養介護、就労定着支援利用の方にのみセルフプランを認めているが、例外的な対応となっており、実質セルフプランはゼロである。特に、増え続ける障害児相談支援利用希望者への対応が困難となっており、相談支援事業所の担当ケース数の増加により丁寧な相談支援の実施が難しくなっていることが課題。

【自立支援協議会】全圏域

◎療育相談センターの相談員と障害児相談支援の相談員の役割の明確化、セルフプランも含めた検討については昨年度に引き続き課題である。

(三浦市基幹相談支援センター)

◎現状、三浦市においてはおおむねその目標を達成している。

(逗子市)

◎原則として利用は認めておらず、利用可能なサービスを2サービスと限定している。利用を希望する場合は、利用予定のサービスや本人・家族の状況などから個別判断としている。

◎サービス利用希望者の増加に伴い、相談支援専門員に負担が増え、ケアマネジメントの質の確保が難しい状況になってきている。サービスの導入方法・種別によっては対象者を拡大するべきとの意見を自立支援会議等でいただいている。

(三浦市)

◎新規の相談があった場合は、基本的に相談支援事業所にて計画相談を入れてもらうように話をし、現在セルフプランの方に対しては、障害支援区分認定やサービスの利用更新の際等、本人や保護者へ話が出来るタイミングで計画相談への移行について促しています。

Q4.市町における相談支援体制の現状や課題について。(※市町(指定権者)のみ回答)

・市町における相談支援体制の現状

※() 前年度数値

【自立支援協議会】全圏域

(横須賀市)

相談支援事業所数 23(21)箇所 月平均計画作成・モニタリング数 508(213)件

相談支援専門員数(人員) 61(55)名 相談支援専門員数(常勤換算) 39.7(40)名

(鎌倉市) ※前年データ

相談支援事業所数 17箇所 月平均計画作成・モニタリング数 不明 件

相談支援専門員数(人員) 38名 相談支援専門員数(常勤換算) 不明 名

(逗子市)

相談支援事業所数 5(5)箇所 月平均計画作成・モニタリング数 100(26)件

相談支援専門員数(人員) 14(18)名 相談支援専門員数(常勤換算) 6.84(8.07)名

(三浦市)

相談支援事業所数 3箇所 月平均計画作成・モニタリング数 115(95)件

相談支援専門員数(人員) 9(9)名 相談支援専門員数(常勤換算) 9(6)名

(葉山町) ※前年データ

相談支援事業所数 2箇所 月平均計画作成・モニタリング数 44件

相談支援専門員数(人員) 6名 相談支援専門員数(常勤換算) 3名

Q5.福祉人材難の昨今、相談支援従事者の人員確保が厳しい状況(初任者研修修了者の相談支援従事率

の低調)がありますが、改善策などについて。

【自立支援協議会】全圏域

(横須賀市基幹相談支援センター)

◎相談支援専門員は相応の経験とスキルを持った人材であり、他のサービス事業においても中心的な役割を担える人材である。福祉業界全体で人材不足となっている状況の中では、運営法人として、採算の取れない事業形態であると認識している相談支援事業に貴重な人材を振り分ける判断とはなりにくいと思われる。

◎「相談支援事業の複数事業所による協働モデル」の推進によって、各事業所の連携強化によるスキル向上と、報酬増加を図ることで、運営法人経営層が相談支援事業へ人材を投入することへの肯定的な意識変化を起こすことができないかと考えている。

◎また、障害とくらしの支援協議会（自立支援協議会）にて、相談支援専門員が個別課題を地域課題へ昇華させていく大きな役割を担っていくことから、現状に対する活路を開く人材であることの認識をしていただきたいと考えている。

(鎌倉市基幹相談支援センター)

◎現在、相談支援専門員の育成、確保は各法人が行う前提になっているが、相談支援専門員の育成は容易ではなく、また、幅広い知識や経験が求められる職種であることを踏まえると、各法人内でも一定のベテランの人材を黒字経営が難しい部門に配置する必要がある。

これらを俯瞰するに、現状の制度下では法人単体での対応には限界があることは明らかであり、行政も主体的に人材確保、育成に関わり、また、運営法人も法人の枠を超えて連携し、かつ、大学等の教育機関と連携して早期のリクルート活動に着手する等、各法